

計算書類に対する注記(法人全体)

社会福祉法人筑前伊都の会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

重要な会計方針の内容は以下のとおりである。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等 → 該当なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの → 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産の減価償却 → 定額法
- ・リース資産 → 該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 → 該当なし
- ・賞与引当金 → 該当なし
- ・徴収不能引当金 → 該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- ・独立行政法人福祉医療機構 → 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構 → 中小企業退職金共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりである。

なお当法人は社会福祉事業のみを、松生園拠点区分のみで運営しているので各第2様式及び第3様式は省略している。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 拠点区分の計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

サービス区分名

「法人本部」

「松生園広域型」

「松生園地域密着型」

「ショートステイ松生園」
「松生園デイサービスセンター」
「居宅介護支援事業所」

(4) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 法人本部
- イ 松生園広域型
- ウ 松生園地域密着型
- エ ショートステイ松生園
- オ 松生園デイサービスセンター
- カ 居宅介護支援事業所

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	166,241,700	0	0	166,241,700
建物	337,128,276	0	18,708,686	318,419,590
合 計	503,369,976	0	18,708,686	484,661,290

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	166,241,700円
建物(基本財産)	318,419,590円
計	484,661,290円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	60,000,000円
計	60,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地(基本財産)	166,241,700	0	166,241,700
建物(基本財産)	750,826,507	432,406,917	318,419,590
構築物	16,580,000	13,013,704	3,566,296
車輛運搬具	7,291,649	7,291,646	3
器具及び備品	36,297,903	28,476,591	7,821,312
無形固定資産	2,217,460	1,826,439	391,021
合 計	979,455,219	483,015,297	496,439,922

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

特になし